

## 会議の記録に関する取り扱い（案）

## 1 議事録

## (1) 位置づけ

正式記録となるもの。

## (2) 訂正・削除の考え方

- ・発言者からの申し出により、訂正・削除及び補記（以下、訂正等とする）を行う。
- ・事実誤認や人権上配慮に欠ける発言等に対しては、必要最小限の範囲で、発言者との協議により訂正等について了承を得た場合、各委員の同意を得たうえで、訂正等を行う。

## (3) 公開に向けた手順

事務局が書き起こした発言録を各委員が確認し、上記 1（2）の対応が必要な場合は、事務局はそれを反映させた議事録案を作成する。

議事録案は、次回の会議冒頭で各委員が確認し確定する。その後、公開する。

※会議が最終回の場合、議事録案を各委員が個別に確認することにより確定する。

## 2 会議動画

## (1) 会議動画速報版

## ア 位置づけ

より多くの市民の皆様に、会議内容を迅速にお伝えするためのもの。正式記録ではない。

なお、会議動画速報版は、会議動画テロップ入りの公開をもって公開を終了とする。

## イ 訂正・削除の考え方

- ・動画は、会議全体を原則、ノーカットで公開する。
- ・ただし、公開の前後に関わらず、随時、必要最小限の範囲で、事実誤認や人権上配慮に欠ける発言等に対して、発言者からの訂正等の申し出があった場合及び発言者との協議により了承を得た場合は、各委員の確認を経たうえで、音声処理をする。なお、音声処理をする部分の時間に応じて、動画を削除することができる。また、音声処理及び動画を削除した内容を、ウェブ上にその旨補記する。

## ウ 公開に向けた手順

会議終了後、概ね 1 週間を目途に、事務局で公開に向けた作業を行い、公開する。

## (2) 会議動画テロップ入り

### ア 位置づけ

会議動画にテロップを挿入したもので、より多くの市民の皆様に、会議内容をお伝えするためのもの。正式記録ではない。

### イ 訂正・削除の考え方【上記2（1）イと同じ】

- ・動画は、会議全体を原則、ノーカットで公開する。
- ・ただし、公開の前後に関わらず、随時、必要最小限の範囲で、事実誤認や人権上配慮に欠ける発言等に対して、発言者からの訂正等の申し出があった場合及び発言者との協議により了承を得た場合は、各委員の確認を経たうえで、音声処理をする。なお、音声処理をする部分の時間に応じて、動画を削除することができる。また、音声処理及び動画を削除した内容を、ウェブ上にその旨補記する。

### ウ 公開に向けた手順

会議動画速報版と同じ動画に、事務局でテロップ※を挿入し、各委員に確認を得る。その後公開する。

※テロップの考え方…動画視聴の補助となることを意図として、視聴者が発言趣旨や会議の流れを把握できるよう、発言を要約したものを掲載する。